

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大潟村は、昭和32年から約20年の歳月をかけ干拓により八郎潟の湖底に17,229haの新生の大地として誕生した自治体である。入植者は、全国の希望者から選抜され、昭和41年から昭和49年までの5次にわたる580名の入植と昭和53年の県単入植9名の全国38の都道府県から計589名が新農村建設のパイオニアとして入植した。

平成12年の国勢調査では3,323人であった人口は、令和2年には3,011人と緩やかではあるが人口減少が続いており、年齢階層別にみると、令和2年国勢調査では年少人口が351人、生産年齢人口が1,700人、高齢人口が960人（高齢化率31.9%）と、平成12年に比較すると年少人口は約35%の減少、高齢人口は約99%の増加と少子高齢化の傾向が顕著になっている。

本村は発足から現在まで農業を基幹産業としており、令和2年国勢調査の産業別人口は1,977人でその内訳は第一次産業が1,468人で74.3%、第二次産業が45人で2.3%、第三次産業が464人で23.5%といった就業人口比率となっている。

本村の企業はすべて中小企業で、特に就業者数の割合が高い卸売業・小売業では米穀販売会社が大半を占め、近年は米加工製造業のほか、再生可能エネルギーの活用による熱電供給事業など新たな産業も生まれており、事業所数、従業員数も増加傾向にある。

日本のモデル農村としてスタートした大潟村は、大規模水田農業を基盤に田畑複合経営を取り入れながら、労働生産性を高めてきた第一次産業が地域産業を牽引してきたが、近年は第二次及び第三次産業への就業者も増え始めてきた。このような状況の中、農業振興のみならず産業振興として企業支援施策の推進及び立地環境の整備、充実により本村産業の活性化を一層促進することにより、雇用の場や就業機会を創出し、定住人口の維持・拡大を図り、今後の人口減少社会に対応していく必要がある。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者及び小規模企業者の積極的な先端設備等の導入を促すことで、人口減少、少子高齢化といった厳しい環境に対応した生産性の向上を図り、地域経済を発展させることを目指す。

これを実現するため、計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

大潟村の産業は、農業が主たる産業で、製造業、サービス業など多様な業種が本村の経済、雇用を支えているが、再生可能エネルギー発電など新たな産業も生まれ、これらの全ての業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

大潟村の産業は、村内全域で農業、主に総合中心地内に製造業、サービス業といった産業が立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、大潟村内全域を対象とする。

### (2) 対象業種・事業

大潟村の産業は、農業を主体としつつも、製造業、サービス業と多岐に渡り、更には再生可能エネルギーの推進等多様な業種が本村の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種・事業は、全業種・事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組や公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、納期の到来した村税に未納がある場合についても、認定の対象から除くものとする。